

第105回定例会

下北地域広域行政事務組合議会会議録

平成28年 9 月29日

下北地域広域行政事務組合議会

下北地域広域行政事務組合議会第105回定例会会議録

議事日程

平成28年9月29日（木曜日）午前10時開会・開議

◎ 諸般の報告

第1 議席の指定

第2 会議録署名議員の指名

第3 会期の決定

第4 副議長選挙

第5 議案一括上程、提案理由の説明

第6 議案審議（質疑、討論、採決）

（1）議案第13号 下北地域広域行政事務組合負担金条例の一部を改正する条例

（2）議案第14号 指定管理者の指定について

（3）議案第15号 平成28年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算

（4）議案第16号 平成27年度下北地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算

（5）報告第4号 平成27年度下北地域広域行政事務組合一般会計継続費精算報告書

（6）報告第5号 専決処分した事項の報告について

（和解及び損害賠償の額を定めることについて）

（7）報告第6号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

（平成27年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算）

第7 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（17人）

1番	原 田 敏 匡	2番	目 時 睦 男
4番	鎌 田 ちよ子	5番	半 田 義 秋
7番	白 井 二 郎	8番	中 村 正 志
9番	野 呂 泰 喜	10番	千代谷 誠
11番	竹 内 弘	12番	相 内 祥 一
13番	南 川 誠 一	14番	菊 池 隆 年
15番	酢 谷 一 利	18番	熊 谷 晴 雄
19番	澤 谷 松 大	20番	松 本 光 明
21番	大 瀧 次 男		

欠席議員（4人）

3番	東 健 而	6番	村 中 徹 也
16番	田 中 岩 男	17番	山 口 捷 夫

説明のため出席した者

管 理 者	宮 下 宗 一 郎	副 管 理 者	金 澤 満 春
副 管 理 者	樋 口 秀 視	副 管 理 者	野 坂 充
副 管 理 者	戸 田 衛	参 与	新 谷 加 水
代 表 員	阿 部 昇	会 計 管 理 者	山 本 宏 子
監 査 委 員 長	竹 山 清 信	事 務 局 長	下 山 房 雄
消 防 長	石 野 了	事 務 局 次 長	荒 谷 保 道
事 務 局 長	杉 澤 一 徳	出 納 室 次 長	安 野 拓 道
消 防 本 部 長	櫻 井 以 文	消 防 本 部 長	山 口 千 寿
消 防 本 部 長	畑 山 勝 利	消 防 本 部 指 令 長	田 中 誠
む 消 防 署 長	山 本 義 隆	大 消 防 署 長	中 里 文 俊
大 消 防 署 長	川 村 正 明	大 消 防 署 長	甲 睦 雄
東 消 防 署 長	西 山 一 登	む 消 防 署 長	川 崎 尚 昌
む 消 防 分 署 長	渡 部 敏 雄	大 消 防 署 長	伊 勢 英 志

大 間
消 署
防 防
井 署
佐 長
分

石 戸 弘 行

事務局職員出席者

総務課
総括主幹
総務課
主幹

山 中 いづみ
野 坂 ゆ み

総務課
総務課
総務課
総務課
総務課
総務課
総務課
総務課

上 林 妙 子
庭 田 毅

◎開会及び開議の宣告

午前10時00分 開会・開議

○議長（大瀧次男） それでは、ただいまから下北地域広域行政事務組合議会第105回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は17名で定足数に達しています。

これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（大瀧次男） 議事に入る前に、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく例月出納検査の結果報告がありました。なお、関係書類は事務局に保管してありますので、ご閲覧願います。

以上で諸般の報告を終わります。

本日の会議は議事日程表により議事を進めます。

◎日程第1 議席の指定

○議長（大瀧次男） 日程第1 議席の指定を行います。

議席の指定は、会議規則第4条第1項の規定により、議長が指定いたします。

東通村選出の南川誠一議員の議席を13番に指定いたします。番号札をお立てください。

◎日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（大瀧次男） 日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第82条の規定により、4番鎌田ちよ子議員及び13番南川誠一議員を指名いたします。

◎日程第3 会期の決定

○議長（大瀧次男） 次は、日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日としたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第4 副議長選挙

○議長（大瀧次男） 次は、日程第4 副議長選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選とし、議長から指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法については議長から指名することに決定いたしました。

南川誠一議員を副議長に指名いたします。

お諮りします。ただいま議長において指名いたしました南川誠一議員を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました南川誠一議員が副議長に当選されました。

副議長に当選されました南川誠一議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項

の規定により告知をいたします。

ただいま副議長に当選されました南川誠一議員に登壇いただき、ご挨拶をお願いいたします。副議長、南川誠一議員。

(南川誠一副議長登壇)

- 副議長(南川誠一) ただいま副議長にご推挙をいただきました、南川でございます。浅学非才ですが、大瀧議長をしっかりサポートしてまいる決意でありますので、今後皆様方、特段の叱咤激励、またご協力賜りますようお願い申し上げ、就任の挨拶といたします。よろしく申し上げます。
- 議長(大瀧次男) これで副議長の挨拶を終わります。

◎日程第5 議案一括上程、提案理由の説明

- 議長(大瀧次男) 次は、日程第5 議案一括上程、提案理由の説明を行います。

議案第13号から議案第16号並びに報告第4号から報告第6号を一括上程いたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。管理者。

(宮下宗一郎管理者登壇)

- 管理者(宮下宗一郎) おはようございます。ただいま上程されました4議案3報告について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

まず、議案第13号 下北地域広域行政事務組合負担金条例の一部を改正する条例についてですが、本案は消防本部通信業務の集中管理体制の整備強化を目的として、通信指令課職員の増員を図るに当たり、通信指令課配置職員の人件費に係る経費について関係市町村の負担金の分賦方法を定めるためのものです。

次に、議案第14号 指定管理者の指定についてですが、本案は下北文化会館の管理運営を

行う指定管理者を指定するためのものであります。

次に、議案第15号 平成28年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算についてであります。今回提案いたします補正予算は、99万5,000円の増額補正でありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は、60億707万3,000円となります。

まず、歳出についてであります。消防費のうち大間署費では気象観測装置修繕に係る経費を、また大間町非常備消防費では小型ポンプ修繕に係る経費をそれぞれ増額しております。

次に、歳入についてであります。分担金及び負担金では雑入との関係において関係市町村の負担金を減額しております。

繰越金では、非常備消防費に係る平成27年度決算剰余金を繰越金として計上し、関係市町村からの受託事業収入金について、当該繰越金相当額を減額しております。

繰入では、コミュニティー助成事業費助成金を増額しております。

また、下北文化会館の指定管理料について、債務負担行為を追加しております。

次に、議案第16号 平成27年度下北地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算についてですが、歳入総額は62億6,790万1,827円で、これに対する歳出総額は62億3,787万5,008円となり、実質収支では3,200万6,819円の剰余金を生じた決算となっております。この剰余金のうち2,628万2,444円については財政調整基金に繰り入れ、残りの非常備消防費に係る剰余金374万4,375円については、翌年度に繰越ししております。

次に、報告第4号についてですが、これは平成27年度下北地域広域行政事務組合一般会計継続費精算報告書についてでありまして、継続費をもって平成25年度から実施しておりました、はまゆり学園建替事業が平成27年度で完了しました

ので、報告するものであります。

次に、報告第5号についてであります。3月10日に青森市で発生した公用自動車の接触事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて議会の委任をいただいておりますことから、専決処分したものであります。

次に、報告第6号についてであります。平成27年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算についてでありまして、決算見込みにより、専決処分したものであります。

以上をもちまして、上程されました4議案3報告について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いまして、ご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案のとおり御議決、ご認定及びご承認賜りますようお願い申し上げます。次第であります。

○議長（大瀧次男） これで提案理由の説明を終わります。

議員の皆様には、前もって議案書が配付されておりますので、議案熟考の時間はあえて設けません。ご了承ください。

◎日程第6 議案審議（質疑、討論、採決）

○議長（大瀧次男） 次は、日程第6 議案審議を行います。

◇議案第13号

○議長（大瀧次男） まず、議案第13号 下北地域広域行政事務組合負担金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。これで

質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◇議案第14号

○議長（大瀧次男） 次に、議案第14号 指定管理者の指定について議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

5番半田義秋議員。

○5番（半田義秋） 指定管理について、若干お聞きいたします。

今回は、応募者は1者ということで、これは無条件に東京堂さんに決まるでしょう。

そこで、この選定委員はどのような人がなっているのか。

また、今回は1者でありましたが、今回で東京堂さんはたしか3回目なはずですけども、当初最初から東京堂さん1者だったのか、それとももう何者か応募があったのかどうか。

それから、期間中に指定管理料、これは当初5年契約ですので、最初に幾ら幾らと決めるはずで。それで、私もこう指定管理料のあれ見たら、たびたび変更があるのです。指定管理料、その都度毎年変更があるのかどうか、どういう場合に変更があるのか教えてください。

とりあえずこの3つお聞きしてから再質問いたします。

○議長（大瀧次男） 事務局長。

○事務局長（下山房雄） お答えいたします。

まず、最初の選定委員会の構成メンバーということですけども、下北地域広域行政事務組合指

定管理者選定委員会規程第3条第1項の規定によりまして、委員として参与、事務局長、事務局次長、事務局総務課長、むつ下北5市町村から推薦職員の計9名の委員で構成いたしています。

2番目の応募者数でございますけれども、第1回目につきましては3者の応募がありました。第2回目につきましては1者の応募でした。

3番目の変更する場合の理由というか、どういふ場合に変更するのかということですが、指定管理料の変更につきましては基本協定書で規定しておりますとおり、大幅な物価水準の変動等で指定管理料が著しく不相当となった場合などに認められることになっておりまして、具体的には電気料の引き上げや燃料費の高騰、消費税率の引き上げに伴う指定管理料の増額、それから空調設備改修工事により、使用燃料が変更になったこと等に伴う変更が行われています。

以上です。

○議長（大瀧次男） 5番半田義秋議員。

○5番（半田義秋） 私は、何もこの指定管理を否定しているわけではないし、むしろ多く指定管理したほうがいい、推進者のほうなのです。当然これは、議長、ちょっと話はこの下行には関係ないけれども、指定管理について関連しますので、許可を願いたいと思っております。

私が会長務めている川内商工会もむつ市から4施設の指定管理を受けております。そこで、私は、むつ市の指定管理の管理している会社をずっと調べてみましたらほとんどが団体、非営利法人。今回は、東京堂さん、これは立派な株式会社です。それから、ウェルネスパークやっている山内土木さん、これも立派な株式会社です。管理者、こういう個人とか株式会社、指定管理受けるの、私は余り好ましくない、そう思っているのです。というのは、やっぱりどうしても利益を追求する、これは当然の話です。我々も当然赤字はしたくない

し、うちの商工会もこれは頑張ります。ところが、幾らか利益が浮くと次のまた契約時に下げられるのです。これは頑張る甲斐がない。頑張れば下げられる、頑張れば下げられる、赤字すれば、あなた方が赤字背負ったのだから、かぶりなさい、こういう指定管理、私は好ましくないと思うのです。

そこで、各副管理者もそれぞれ指定管理持っていると思います。私は、その考えについて、先に同じ下北、全部皆さんからお聞きすると時間がないので、同じ下北管内の大間の副管理者、それから佐井の副管理者に最初どういう考えかお聞きしてから私最後にうちの管理者にそれを詳しく、さらにお聞きしたいと思っております。議長、よろしいでしょうか。

○議長（大瀧次男） 要望もあるし、そういうあれですので、一応許可します。管理者。

○管理者（宮下宗一郎） まず、ここで明確にしておきたいのは、むつ市を初め、構成市町村のそれぞれ指定管理ということのあり方について、この下行の場でお答えするという事は、これは私はふさわしくないと、このように考えています。その観点でいけば、各副管理者に答弁を求めるといふのは少し控えていただきたい。

その中で、今回下北文化会館のことに限定をしてお話をさせていただければ、これは株式会社がやっているということでありましてけれども、指定管理者のそもそもの発想というのは、まず対地域の方々、それから利用者の方々にとってどういったメリットがあるかということだと私は思っています。そういう観点でいけば、まず利用者の方々にとってみれば、民間のノウハウを利用して質の高いサービスが提供できるというメリットがある。地域の方々にとってみれば、地方自治法にもあるように、費用を最少で最大の効果と、こういうことでのメリットがある。では、指定管理者のメリット、一体何だということを考えていけば、

自主事業や、あるいは企画事業なんかを通じて、本来は公的な機関しか使えない公の施設を使って利益を上げることができるということで、3者にメリットがある、そういう仕組みだというふうに理解していますので、基本協定の中で、個別の考え方の中で利用料金、管理料の設定もしていくべきものだというふうに理解しています。

以上です。

○議長（大瀧次男） 半田議員、副管理者のほうの答弁は、ちょっと控えていただきたいと思います。5番半田義秋議員。

○5番（半田義秋） 管理者の考えを聞きました。当然指定管理の内容は、今管理者が言ったとおり、民間のノウハウを活用してその施設の充実を図って、さらにその地域の人たちの福利向上、それから利便性を図る、これは当然のことです。私の質問には、さっきの質問にちょっと漏れがあったのです。というのは、そうして利益上げた場合は、指定管理料を下げるのかどうか、それは答弁漏れでした。恐らく下げるのでしょうか、そこでこの収支計画、私今東京堂さんの収支計画を見ました。こう見ると、収支、収入は若干なりとも最終的には300万ぐらいふえるのですけれども、この際この300万、次の5年にこれは引くのか、それともさらにこのまま続けるのか。それに、私は、この収支計画をこれどこで出しているかわからない。下行の事務局で恐らくこういうぐあいになるのかなと思って想定して出しているのか、それとも東京堂のほうからこうやって来ているのか、それ私今わからないのですけれども、もしそういう利益が上がった場合は下げるのかどうか。

それから、さっき言った、個人並びに株式会社がこういう指定管理を受けるのは私は好ましくないとはいいましたが、それに対して管理者は答弁していない。こういう場合でもいいのだと、当然そういう施設をおんぶする会社がないのだから

仕方がないと言うのならそれでいいのです。ただ、先ほど言ったとおり、この東京堂さんの文化会館は最初は3者あったのです。1者は、それこそ営利、そういう会社ではない、普通の団体、もう一者は株式会社。なぜ第三者のその団体にいけなかったのか、それは管理者に今質問してもしようがないことだ。杉山前市長の時代ですので、それは無理だと思っただけけれども、私は正直非常に残念でならない。こういう団体が応募しているのに株式会社にやったというのは、私本当は解せないのだけれども、今言った2点、株式会社でも今後これからもやっていくのかどうか、指定していくのか、それから利益が上がったらそれを下行のほうで引くのかどうか、この2点、教えてください。

○議長（大瀧次男） 管理者。

○管理者（宮下宗一郎） 2点ご質問ありました。利益が上がった場合に、指定管理料を下げるのかということですが、これは必ずしもそういうふうになるということではなくて、それぞれのその時々事情に応じて指定管理料は協定の中で協議されるべき事項だと思います。それが1点目。

それから、株式会社が、これが指定管理の主体としてふさわしいかどうかという論点ですが、まず地方自治法の中でもこれは法改正の経緯からいって管理委託から指定管理になったと。管理委託のときは、まさに公的な、半ば公益的な主体しかこれできなかったところを指定管理にしたときに株式会社もできるようにしたということを考えて、このときの大きな地方自治の考え方の転換として、株式会社に公的な施設を参入させようということがあったというふうに私理解しています。

そういった経緯から考えてもこの指定管理の主な主体が株式会社になっている、あるいはこれからなっていくということについては当然の流れで

あろうと思いますし、我々としても民間のノウハウを十分に活用して公的な施設を利用者、あるいは地域の方々に十分に利用していただくという観点からも株式会社がふさわしいのではないかと。特に今回のこの下北文化会館については、そのような考えで指定管理をお願いしているということは申し伝えたいと思います。

以上です。

○議長（大瀧次男） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◇議案第15号

○議長（大瀧次男） 次に、議案第15号 平成28年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◇議案第16号

○議長（大瀧次男） 次に、議案第16号 平成27年度下北地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算を議題といたします。

質疑に入る前に、平成27年度下北地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算に対する監査委員の意見を求めます。阿部代表監査委員。

（阿部 昇代表監査委員登壇）

○代表監査委員（阿部 昇） おはようございます。それでは、平成27年度下北地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算について、審査の結果を報告いたします。

今回審査に付されました下北地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算書、附属書類の計数は、いずれも関係証拠書類と符合しており、正確でありました。また、予算の執行及び財産の管理についても適正であると認めました。

平成27年度の事務事業の状況については、指定管理者制度への移行や、施設設備の改修、更新が計画的に措置される一方、ごみ処理施設等の建設に向けた取り組みが進められております。これらの取り組みが経費の効率化や、より適切で良質なサービスの提供へと結びつくことを期待を込め、注視しているところであります。

今後の組合運営に当たりましては、構成市町村がその財政状況が厳しさを増す中で、定住自立圏構想に基づく広域連携の歩みを深めつつある動向も念頭に置きながら負託されている快適で安全、安心な生活環境の保全、確保等について、広域連携のきわみにある、自らの存立意味の原点に立って、スケールメリットを生かし、一層の経費節減を図るとともに、効率的かつ効果的な運営を堅持しつつ、着実な推進が図られるよう望むものであります。

審査の詳細については、お手元に配付の決算審査意見書のとおりでありますので、ご審議の参考にしていただければ幸いです。

以上、決算審査の報告といたします。

○議長（大瀧次男） これで監査委員の意見を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

5 番半田義秋議員。

○5 番（半田義秋） 監査委員ですので、退席を許可願います。

○議長（大瀧次男） はい。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

2 番目時睦男議員。

○2 番（目時睦男） 27年度の決算について、4点ほど質問をさせていただきたいと思います。

1 点目は、決算書の第3款文化会館費に関連をしまして、会館使用料についてお伺いをいたします。この文化会館の開館使用料については、文化会館条例に基づいて取り扱いされているわけですが、その中での条例の第10条で使用料について管理者、公益上必要があると認めるとき、その他特別の理由があると認めるときは、使用者の申請により使用料の全部、または一部を免除することがあると規定をされているわけですが、この全部、または一部の免除について、使用目的がどのような場合に免除の対象になるのかについてお知らせ願います。

2 点目は、第5款衛生費についてであります。実績報告書でじんかい処理のアクセス・グリーンへの搬入量について、26年度と27年度のごみ排出量が数値で示されているわけですが、この内容について、構成自治体別のごみ搬入量をお知らせを願います。

3 点目は、関連をして、ごみ搬入量が26年度に比して27年度を見た場合に528トン減少をしているわけですが、この減少はどのようなことが要因になっているのか、加えてごみの搬入量の減少によって、26年度と27年度を比較した場合に衛生費の増減がどのようなになっているのか。

最後になりますが、資源化物回収量が26年度と27年度を比較して見た場合、224トン減少をしておりますが、この減少要因をお知らせを願います。

以上、お伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 事務局長。

○事務局長（下山房雄） お答えいたします。

まず最初に、文化会館の使用料免除の要件ということだと思います。下北文化会館条例施行規則の第7条の規定によりまして、下北地域広域行政事務組合の主権及び共催による使用の場合は全額免除、その他管理者が特に必要と認める場合は管理者が定める額となっております。

ただし、利用料金ということになりますと、利用料金につきましては指定管理者が条例で定める使用料の範囲内で利用料金を定めることが可能であり、その利用料金の免除は指定管理者があらかじめ管理者の承認を受けた基準により可能となりますが、現在指定管理者からの免除基準の承認申請が出ておりませんので、利用料金につきましては免除規定はございません。

2 番目のアクセス・グリーンに対するごみの搬入量の市町村ごとの実績ということですが、ちょっと細かくなりますけれども、ご説明いたします。

まず、むつ市におきます、平成27年度の可燃ごみは2万1,336.53トン、不燃ごみ1,036.77トン、粗大ごみ905.39トン、資源ごみ1,029.59トン、その他のごみ6.87トン、高水分ごみ617.41トンの計2万4,932.56トンになります。26年度におきましては、可燃ごみ2万1,674.2トン、不燃ごみは1,100.31トン、粗大ごみは1,290.22トン、資源ごみは1,100.29トン、その他のごみは7.85トン、高水分ごみは39.92トンの計2万5,212.79トンとなっております。

次に、大間町ですけれども、平成27年度は可燃ごみ1,933.2トン、不燃ごみは75.55トン、粗大ご

みは34.41トン、資源ごみは134.99トン、その他のごみは2.68トン、高水分ごみは2.09トンの計2,182.92トンとなっております。平成26年度につきましては、可燃ごみ1,998.31トン、不燃ごみ117.79トン、粗大ごみ51.35トン、資源ごみ122.29トン、その他のごみ2.23トン、高水分ごみ0.02トンの計2,291.99トンとなっております。

次に、東通における平成27年度は、可燃ごみ1,767.4トン、不燃ごみは185.82トン、粗大ごみは45.28トン、資源ごみは78.25トン、その他のごみは0.79トン、高水分ごみは1.22トンの計2,078.76トンとなっております。26年度につきましては、可燃ごみ1,837.01トン、不燃ごみ193.62トン、粗大ごみは93.78トン、資源ごみ76.20トン、その他のごみは1.42トン、高水分ごみ1.05トンの計2,203.08トンとなっております。

次に、風間浦でございませけれども、平成27年度が可燃ごみ635.06トン、不燃ごみ26.50トン、粗大ごみは23.96トン、資源ごみ73.71トン、その他のごみ1.11トン、高水分ごみ0.05トンの計760.39トン、平成26年度におきましては可燃ごみ657.18トン、不燃ごみ25.52トン、粗大ごみ14.04トン、資源ごみ77.95トン、その他のごみ0.65トン、高水分ごみは0.35トンの計775.69トンとなっております。

次に、佐井村ですけれども、平成27年度、可燃ごみ697.95トン、不燃ごみ41.50トン、粗大ごみ18.61トン、資源ごみ87.68トン、その他のごみ0.72トン、高水分ごみはゼロで、計846.46トンとなっております。26年度ですけれども、可燃ごみは689.54トン、不燃ごみ45.04トン、粗大ごみ22.69トン、資源ごみは87.57トン、その他のごみ0.59トン、高水分ごみは0.02トンの計845.45トンとなっております。

続きまして、ごみの減少要因でございますけれども、人口等が減っている自然減のほか、分別

が皆さんのほうに浸透されてきた部分があるのかなということで考えられると思います。

それと、次ですけれども、ごみ量が減っているのに経費が増加したという理由ですけれども、アックス・グリーンにつきましては、ごみの量にかかわらず、常時炉内を高温に保たなければなりません。その燃料としてLPガスを使用しておりますが、この単価の値上げによる増が主な要因となっております。

資源化物が減った理由ということですが、これにつきましては先ほどのやはり分別が進んできているのかなということで、この搬入ごみの量の増減で比較すると、資源ごみに比較して不燃ごみの減少が大きいということがその辺の浸透ぐあいが進んでいるのかなと。

あと最近ですと商業施設なんかでも古紙とか紙類とかの持ち込みがポイント制になっているということで、相当数持ち込まれているような形で、うちのほうに搬入される分が減ってきているのかなということが考えられます。

以上です。

○議長（大瀧次男） 2番目時睦男議員。

○2番（目時睦男） ありがとうございます。再質問をさせていただきたいのですが、1点目の文化会館の使用の関係であります。今説明あった中で、条例7条をお話ししておりましたが、この7条は使用の制限をうたっている条項で。私が先ほど質問したのは、使用の内容によって、これは減免の対象になるのかなとか、こういう部分が条項の中から見ると、それは申請によって管理者が判断をする、こういうふうな、私なりにはそういう理解をしているわけです。その内容、判断をその中でこういう団体等の使用内容はこういうような場合には減免になりますよとか、というのは一定の考え方があるのではないのかなということから聞いているわけですが、その辺のところの説明がなか

ったなという思いをしていますので、あわせてお願いをしたいと思ひますし、具体的な内容について、その上で質問をいたします。

実は、我がむつ市の老人クラブ連合会が毎年1回になりますが、芸能発表会、市内全域のそれぞれの支部の方々を含めた連合会としての大イベントを実施をしております。実は、むつ市が合併以前のこの芸能発表会に対する下北文化会館を利用した際は、使用料が減免になっておったというお話を聞いております。合併後、具体的には18年度からのようではありますが、会館の使用料は30万前後の使用料を納めているということを知っております。ということは、以前は減免になっておって、現在が減免対象でないという、内容が変わっていないと私は認識をしていますが、使用の内容が、ということからすれば、どのようなことで、条例の改正があったのかどうか等を含めて、再度お聞きをしたいと思ひます。

2つ目のごみの関係について伺いました。先ほど私が申し上げましたように、実績報告書で配付になっている中身は構成自治体ごとのやつが今説明あったのですが、印字されていないのです。それで、要望であります。今の説明あった内容も含めて、できれば後日構成の議員に文書でお知らせを願ひたい。そして、次年度以降、来年度以降の実績報告書には各自治体ごとの内訳も区分ごとの内訳も報告書でお知らせを願ひたい。これは、要望でありますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

○議長（大瀧次男） 事務局長。

○事務局長（下山房雄） まず最初に、後段のごみのほうから、今の内容につきまして、議長のほうと相談させていただいて、送付できるかどうか検討させていただきます。

あと記載内容につきまして次年度以降の記載内容について、検討させていただきます。

それと、文化会館の利用料、使用料の件ですけれども、先ほど7条と申しましたのは施行規則のほうの7条になります。そこで使用料免除の要件ということで決められて、先ほど説明したことになります。現在指定管理者になっておられて、議員ご指摘の文化会館条例の第10条の規定によります使用料の免除というのは、指定管理者への委任はされておられません。免除の判断は、当組合で行っておりますが、利用料金ということになりますと、先ほど説明したみたいに指定管理者が条例で定める使用料の範囲内で利用料金を設定して、あわせて免除につきまして管理者の承認を受けた基準により可能となります。しかしながら、指定管理者から免除基準の承認申請が出ておりませんので、利用料金の免除規定は現在ないということになっております。

先ほど管理者が認める場合ということになっておりますけれども、それに関しましては指定管理者が行う企画事業や自主事業が対象となるということになっております。

以上です。

○議長（大瀧次男） 2番目時睦男議員。

○2番（目時睦男） 3回目、簡潔に質問します。

今の説明からしますと、老人クラブ連合会の芸能発表会について、免除申請が出れば免除をするという、こういうことでの理解でよろしいのでしょうか。

○議長（大瀧次男） 事務局長。

○事務局長（下山房雄） 指定管理者が定める利用料金については、免除規定がありませんし、管理者が認めるかどうかという個別の案件には、この場ではちょっと差し控えさせていただきます。

○議長（大瀧次男） 終わりです。

（「議長さん、申しわけないけれども……」の声あり）

いや、3回で終わりですので。3回までです。

(「いや、ちょっと今の説明が条例と……」の声あり)

それは後で聞いてください。3回で終わりますので。規則です。

(「条例で使用料の免除の条例が条項にあるんだよ。それが調べる気がないというのは、条例……」の声あり)

それは後で聞いてください。ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり認定されました。

◇報告第4号

○議長(大瀧次男) 次に、報告第4号 平成27年度下北地域広域行政事務組合一般会計継続費精算報告書について、文書のとおりであります。

◇報告第5号

○議長(大瀧次男) 次は、報告第5号 専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

本案は、3月10日、青森市で発生した自動車接触事故による和解及び損害賠償の額を定めることについて報告するものであります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第5号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◇報告第6号

○議長(大瀧次男) 次は、報告第6号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成27年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算について、報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、報告第6号は承認することに決定いたしました。

◎日程第7 議員派遣について

○議長(大瀧次男) 次に、日程第7 議員派遣についてを議題といたします。

本件は、大湊消防署新庁舎建設に関する民生安定施設整備補助金にかかわる要望活動のためであります。

お諮りいたします。お手元に配付の資料のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、お手元の配付資料のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（大瀧次男）　これで本定例会に付議された
事件は、全て議了いたしました。

　以上で下北地域広域行政事務組合議会第105回
定例会を閉会いたします。

　閉会　午前10時50分

署 名

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

下北地域広域行政事務組合議会議長 大 瀧 次 男

下北地域広域行政事務組合議会議員 鎌 田 ち よ 子

下北地域広域行政事務組合議会議員 南 川 誠 一

下北地域広域行政事務組合議会第105回定例会会期日程表

日 程	月 日	曜日	会 議 区 分	会 議 内 容
第 1 日	9月29日	木	本 会 議	開 会 ◎ 諸般の報告 第1 議席の指定 第2 会議録署名議員の指名 第3 会期の決定 第4 副議長選挙 第5 議案一括上程、提案理由の説明 第6 議案審議（質疑、討論、採決） 第7 議員派遣について 閉 会

議事経過一覧表

下北地域広域行政事務組合議会（第105回定例会）

議案番号等	件名	議決月日	審議結果
議案第13号	下北地域広域行政事務組合負担金条例の一部を改正する条例	9月29日	原案可決
議案第14号	指定管理者の指定について	9月29日	原案可決
議案第15号	平成28年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算	9月29日	原案可決
議案第16号	平成27年度下北地域広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算	9月29日	認 定
報告第4号	平成27年度下北地域広域行政事務組合一般会計継続費精算報告書	9月29日	報 告
報告第5号	専決処分した事項の報告について (和解及び損害賠償の額を定めることについて)	9月29日	報 告
報告第6号	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて (平成27年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算)	9月29日	承 認